

週間の実績の平均値が要件を満たしていれば差し支えない。

(4) 専ら夜間勤務時間帯に従事する者(以下「夜勤専従者」という。)については、それぞれの夜勤時間数は基準の概ね2倍以内であること。月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員及び延夜勤時間数には、夜勤専従者及び月当たりの夜勤時間数が**16**時間以下の者は除く。ただし、1日平均夜勤職員数の算定においては、全ての夜勤従事者の夜勤時間数が含まれる。

(5) 1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数が以下のいずれかに該当する月においては、入院患者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している病院において、届け出ていた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。

イ 前月において1日平均夜勤時間数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割を超えて不足していたこと。

ロ 1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間(暦月)継続していたこと。

ハ 前月において月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の基準時間1割以上回っていたこと。

ニ 月平均夜勤時間数の過去3月間(暦月)の平均が、夜勤職員基準上の基準時間を超えていたこと。

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第9号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。

① 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営職員の員数が、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営職員の員数が、厚生省令第41号。以下「療養型基準」という。に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費の(IV)の所定単位数に**100**分の**70**を乗じて得た単位数が算定される。

② 介護支援専門員の員数が、療養型基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数に**100**分の**70**を乗じて得た単位数が算定される。

週間の実績の平均値が条件を満たしていれば差し支えない。

(4) 専ら夜勤勤務時間帯に勤務する者(以下「夜勤専従者」という。)については、それぞれの月平均夜勤時間数は基準の2倍までは差し支えない。月平均夜勤時間数の算定における実人員及び延夜勤時間数には、夜勤専従者及び月当たりの夜勤時間数が**16**時間以下の者は除く。ただし、1日平均夜勤職員数の算定においては、全ての夜勤専従者の夜勤時間数が含まれる。

(5) 1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数が以下のいずれかに該当する月においては、入院患者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している病院において、届け出ていた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。

イ 前月において1日平均夜勤時間数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割を超えて不足していたこと。

ロ 1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間(暦月)継続していたこと。

ハ 前月において月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の基準時間1割以上回っていたこと。

ニ 月平均夜勤時間数の過去3月間(暦月)の平均が、夜勤職員基準上の基準時間を超えていたこと。

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第9号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。

① 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営職員の員数が、厚生省令第41号。以下「療養型基準」という。に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費の(IV)の所定単位数に**100**分の**70**を乗じて得た単位数が算定される。

② 介護支援専門員の員数が、療養型基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数に**100**分の**70**を乗じて得た単位数が算定される。

- ③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たすが、看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、各類型の介護療養施設サービス費の(III)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。
- ④ 働地に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行いう病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たし、正看比率も2割以上であるが、医師の員数が療養型基準に定める員数の6割未満である。(医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。)においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から12単位を控除して得た単位数が算定される。
- ⑤ 働地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出でない病院又は僻地以外に所在する病院であつて、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行いう病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が療養型基準に定める員数の6割未満であるもの(正看比率は問わない)においては、各類型の介護療養施設サービス費の(III)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

- ③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行いう病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たすが、看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、各類型の介護療養施設サービス費の(IV)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。
- ④ 働地に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行いう病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たし、正看比率も2割以上であるが、医師の員数が療養型基準に定める員数の6割未満である。(医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。)においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から12単位を控除して得た単位数が算定される。
- ⑤ 働地に所在する病院であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出でない病院又は僻地以外に所在する病院であつて、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行いう病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が療養型基準に定める員数の6割未満であるもの(正看比率は問わない)においては、各類型の介護療養施設サービス費の(IV)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。
- ⑥ なお、介護支援専門員については、平成15年3月31日までの経過措置により、看護に係る計画等の作成に關し経験のある看護職員の配置でよいとされていることから、平成15年3月三〇日までは、介護支援専門員がいないことによって、人員基準欠如による所定単位数の減算が行われることはないものであること。
- ⑨ 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は痴呆疾患型介護療養施設サービス費又は介護力強化型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上に掲げる基準を満たす必要があること。
- ① 療養型介護療養施設サービス費(施設基準第14号において準用する施設基準第5号口)

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。

- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になつてないこと。
ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
　　a 一の病室の病床数が4床以下であること。
　　b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

　　c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。
二 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。

ホ 入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び浴室を有すること。
② 診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第14号において準用する施設基準第5号ハ)

- イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。
　　a 一の病室の病床数が4床以下であること。
　　b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

ロ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。
③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(施設基準第14号において準用する施設基準第5号ニ)

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。

- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になつてないこと。

(10) 療養環境減算の適用について

- ① 病院療養病床療養環境減算(I)の基準
　　病院療養病床療養環境減算(I)は、病床転換による療養病床に係る病室(以下「転換型病室」という。)であつて、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用される

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護婦又は看護士であること。

- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になつてないこと。

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
　　a 一の病室の病床数が4床以下であること。
　　b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

　　c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。
二 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。

ホ 入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び浴室を有すること。
② 診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第11号において準用する施設基準第4号ハ)

- イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。
　　a 一の病室の病床数が4床以下であること。
　　b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

ロ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。
③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(施設基準第11号において準用する施設基準第4号ニ及びホ)

- イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護婦又は看護士であること。
- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になつてないこと。

(10) 療養環境減算の適用について

- ① 病院療養病床療養環境減算(I)の基準
　　病院療養病床療養環境減算(I)は、病床転換による療養型病床群に係る病室(以下「転換型病室」という。)であつて、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用される

- し、病院療養病床療養環境減算(II)又は(III)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第15号において準用する場合に適用されること(ただし、病院療養病床療養環境減算(III)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第15号において準用する施設基準第7号ロ)
- (2) 病院療養病床療養環境減算(II)の基準
- 病院療養病床療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、病院療養病床療養環境減算(III)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第15号において準用する施設基準第7号ロ)
- イ 転換型病室であって、1の病室の病床数が四床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。
- ロ 機能訓練室が、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有しないこと。
- ハ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
- ニ 医師、看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。
- (3) 病院療養病床療養環境減算(III)の基準
- 病院療養病床療養環境減算(III)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること((施設基準第15号において準用する施設基準第7号ハ))。
- イ 食堂又は浴室を有していないこと。
- ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。
- ④ 診療所療養病床療養環境減算(II)の基準
- 診療所療養病床療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、診療所療養型病床群療養環境減算(II)の適用を受けける場合を除く。)。(施設基準第16号において準用する施設基準第8号イ)
- イ 病床転換による診療所療養病床に係る病室であって、1の病室の病床数が四床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。
- ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者

- こと(ただし、病院療養型病床群療養環境減算(II)又は(III)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第12号において準用する施設基準第7号イ)
- (2) 病院療養型病床群療養環境減算(II)の基準
- 病院療養型病床群療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、病院療養型病床群療養環境減算(III)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第12号において準用する施設基準第7号イ)
- イ 転換型病室であって、1の病室の病床数が四床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。
- ロ 機能訓練室が、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有しないこと。
- ハ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
- ニ 医師、看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。
- (3) 病院療養型病床群療養環境減算(III)の基準
- 病院療養型病床群療養環境減算(III)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第12号において準用する施設基準第7号ハ)。
- イ 食堂又は浴室を有していないこと。
- ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。
- ④ 診療所療養型病床群療養環境減算(II)の基準
- 診療所療養型病床群療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、診療所療養型病床群療養環境減算(II)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第13号において準用する施設基準第7号イ)
- イ 病床転換による診療所療養型病床群に係る病室であって、1の病室の病床数が四床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。
- ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者

1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
ハ、看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

(5) 診療所療養病床療養環境減算(II)の基準
診療所療養病床療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第16号において準用する基準第8号口)。

イ、食堂又は浴室を有していないこと。
ロ、食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。

(6) 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合
特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあつては、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算(III)若しくは診療所療養病床療養環境減算(II)を適用するものとすること。

(7) 病棟ごとの適用の原則
療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とは異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

(11) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
7の(4)を準用する。

(12) 療養型介護療養施設サービス費(I)の算定要件について
7の(4)を準用する。

(12) 療養型介護療養施設サービス費(I)は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第一章の療養一群入院医療管理料(IV)、療養二群入院医療管理料(I)または老人病棟入院医療管理料(I)が算定された病棟についてのみ算定できるものであるが、上記の各入院医療管理料の算定期をあわせて六月以上となつている場合にあつても算定は可能であること。

(12) 入院患者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について
① 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となつた傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他医療機関へ転医又は対診を求

1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
ハ、看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

(5) 診療所療養型病床群療養環境減算(II)の基準
診療所療養型病床群療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第13号において準用する施設基準第7号口)。

イ、食堂又は浴室を有していないこと。
ロ、食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。

(6) 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合
特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあつては、当該病室に入院している患者について、病院療養型病床群療養環境減算(III)若しくは診療所療養型病床群療養環境減算(II)を適用するものとすること。

(7) 病棟ごとの適用の原則
療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とは異なる療養環境減算の適用を受けることは、同一施設であつても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

(11) 入所者が外泊したときの費用の算定について
7の(4)を準用する。

(12) 療養型介護療養施設サービス費(I)の算定期
7の(4)を準用する。

疗養型介護療養施設サービス費(I)は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第一章の療養一群入院医療管理料(IV)、療養二群入院医療管理料(I)または老人病棟入院医療管理料(I)が算定された病棟についてのみ算定できるものであるが、上記の各入院医療管理料の算定期をあわせて六月以上となつている場合にあつても算定は可能であること。

めることを原則とする。

- ② 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他医療機関で行った場合には、当該他医療機関は当該費用を算定できない。
- ③ ②にかかわらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合（当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。）であつて、当該患者に対し当該診療が行われた場合（当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他医療機関（特別の関係にあるものを除く。）において、別途定める診療行為が行われた場合に限る。）は、当該他医療機関において診療が行われた日に係る介護療養施設サービス費は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき四四四単位を算定するものとする。
- 当該所定単位数を算定した日においては、基本食事サービス費及び特定診療費に限り別途算定できる。
- ④ 他医療機関において③の規定により費用を算定することでのきる診療が行われた場合には、当該患者が入院している介護療養型医療施設において、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報（当該介護療養型医療施設での介護療養施設サービス費及び必要な診療料を含む。）を文書により提供する（これらに要する費用は患者の入院している介護療養型医療施設が負担する。）とともに、診療録にその写しを添付する。
- ⑤ ③にいう「特別の関係」とは、次に掲げる関係をいう。
ア 当該医療機関と当該他の医療機関の関係が以下のいずれかに該当する場合に、当該医療機関と当該他の医療機関は特別の関係にあると認められる。
(イ) 当該医療機関の開設者が、当該他の医療機関の開設者と同一の場合
(ロ) 当該医療機関の代表者が、当該他の医療機関の代表者と同一の場合
(ハ) 当該医療機関の代表者が、当該他の医療機関の代表者の親族等の場合
(ニ) 当該医療機関の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の医療機関の役員等の親族等のにおける割合が10分の3を超える場合

(ホ) (イ) から (ニ) にまでに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、当該医療機関が、当該他の医療機関の経當方針に対して重要な影響を与えることができる」と認められる場合に限る。）

イ 「医療機関」とは、病院又は診療所をいう。

ウ 「親族等」とは、親族関係を有する者及び以下に掲げる者をいう。

(イ) 事实上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受けける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) (イ) 又は (ロ) に掲げる者の親族でこれらの者と一緒にしているもの

(13) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(14) 退院時指導等加算について
7の(6)(⑤)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。

(15) 特定診療費について
別途通知するところによるものとする。

第三 食費算定表

1 一般的事項

(1) 食事の提供について
食事は、施設介護の一環として提供されるべきものであり、栄養並びに入所者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の心身の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行介護の実態、当該地域における日常生活サイクル、患者の希望等を総合的に勘案し、適切な時間に行われなければならぬこと。

また、入所者等の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 食事の提供に関する業務の委託について
食事の提供に関する業務は介護保険施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責

第三 食費算定表

1 一般的事項

(1) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(2) 退院時指導等加算について
7の(6)(③)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。

(3) 特定診療費について
別途通知するところによるものとする。

(4) (6)(⑥)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)

(5) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(6) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(7) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(8) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(9) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(10) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(11) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(12) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(13) 初期加算について
7の(5)を準用する。

(14) 初期加算について
7の(5)を準用する。